

第109回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和7年3月21日（金） 14時00分から15時30分まで

2 開催場所

盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館 5階 大会議室

3 出席者

【委員15名 敬称略・五十音順】

石川 奈緒（リモート）

内田 典子

大河原 正文（リモート）

大西 尚樹（リモート）

齊藤 貢（会長）

櫻井 麗賀（リモート）

鈴木 まほろ

永幡 幸司

平井 勇介

前田 琢

三宅 諭（リモート）

【事務局】

環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 加藤 研史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 竹原 明

その他関係職員

【事業者】

ソーラーキャピタルウエスト特定目的会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員15名中、会場参集6名・リモート5名の計11名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

(1) 岩手町太陽光発電所事業 第2種判定について

[齊藤会長]

それでは、議事の「岩手町太陽光発電所事業」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[齊藤会長]

それでは質疑に入ります。

事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたら、お願いいたします。どなたからでも構いません。また、事業者の方は、発言する際には所属、氏名を述べてから、御発言いただきますようお願いいたします。内田委員お願いします。

[内田委員]

先週現地に行かせていただきまして、様子を見させていただきました。

今回の対象範囲内のところにつきましては、大きな川や水辺はありませんが、事業区域については排水路を設けて、真ん中の名無しの沢の水量は変わるということをお話しいただきました。

5条森林にある名無しの沢は範囲外のため、どんな生き物がいるかということは概要書には記載されていないと思いますが、今回の事業に関して、そこに入る水量が変わるということであれば、水量が変わって、影響を受けるであろう水生生物について影響がないのかどうかというところを確認しておく必要があると思われまます。

周辺の水生生物、希少種がいないかどうか、どういうところになっているかというところは追加でいただければと考えております。

[環境影響評価受託事業者（以下「受託者」）]

株式会社オーディーアイの望月から回答させていただきます。

仰いますとおり、今回は名無し川に流すということで、今現在は御指摘のとおり調査等はさせていただいておりませんので、今後事業を行うということで進める場合には、調整池から水路を通じて名無し川に流れていきます。その結果、水量等については基本的には変わりません。一時的に調整池に溜めて流すことにはなりますが、総量自体は変わりません。

具体的な希少種と水質等に関しましては、事業開始前に自主的な調査をさせていただいて、どのようなものがあるのか確認させていただきたいと思ひます。

[内田委員]

ありがとうございます。調査のほうよろしくお祈ひします。

水量が変わらないという点について、最終的に合流する前のところでは水量は変わらないと思ひますが、上流で排水路を作って、事業から出たものは下から合流させるということでしたので、合流前は水量等の変化があると思ひますので、改めて確認いただければと思ひます。

[受託者]

分かりました。確認して調査してまいります。

[齊藤会長]

他に御質問等ございませんでしょうか。

現地調査でもお話しさせていただきましたが、道路の北側が緑化地帯になるということでしたけれども、現在緑化がされていない。北側の斜面はパネルが相当数並ぶ箇所、道路からすぐ脇にパネルが相当見えるという形になると思いますが、そこをどういった形で遮蔽なり植樹するなどの計画があればお話しいただきたいと思います。

[受託者]

直接道路からあまり見えない形にしたいと事業者と話しておりました。

木が生えていないところは、前の所有者が木を切って、別の用途で作業しており、そのまま植林がされていないという状況になっております。

まず1つは木を植える。5条森林では造成森林と同じ、ヘクタール当たり1,500本とか2,000本を目安に植える。それか、道路のすぐ脇は生垣のようなもので見えにくくする。どちらかの方法で検討して実施したいと考えております。

[齊藤会長]

対策を取られるという計画があるということですので、事業を進める際は、しっかりとお考えいただきたいと思います。

その他、委員の皆様から御質問ございませんでしょうか。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

伐採について、前の持ち主の方が伐採をしてというお話でしたが、現地調査の質疑応答でもお願いしましたが、パネルエリアの履歴と言いますか、以前どういうところで、いつごろ伐採されて今の状態になっているのか教えてください。

[受託者]

事業者を通じて、過去の経緯、どのようなことがあったのかを確認させていただきました。

登記簿を見ますと、元々地目が山林で、現在も地目が山林となっています。その中に一部5条森林がございます。

前所有者の方が木を伐採しまして、ソバの実を栽培されていたという事実がございました。ソバの実があまり多く取れなかったということで耕作放棄地になっているという状況です。

20年以上前に前所有者の方がやられたと確認が取れております。そのままの状態です。ソーラーキャピタルさんに土地をお譲りになりました。20年以上前からその方がソバの実を作られて、20年間は手が付けられていないという状態でございます。

[鈴木委員]

伐採してソバを撒いたのは今回の開発区域全体でしょうか。

[受託者]

今回の事業区域はすべて同じ方が所有されておまして、その方が栽培しやすいところだけですね、

南の方は木を伐採した跡がなく、そのままの状態となっております。県道 253 号の両側のあたりが入ってきやすいというところがあって、そのあたりにソバの実を撒いて栽培していたようです。

[鈴木委員]

わかりました。ありがとうございました。

事前質問でもお尋ねしましたが、県の自然環境保全指針で保全区分 B となっております。その意図は、実際がどうかということは別として、改変するときにはしっかり調べて、保全すべき対象については対策を取ることが望ましいとされている区域です。

事前質問の御回答の中では、自主調査を行い、現状を把握し発見された場合には保全を行うという回答でしたが、具体的にどのように調査をされて、どのような結果が出て、どのような保全対策を取られたかということを知ることができのでしょうか。それについてお考えをお聞きしたいです。

[受託者]

優れた自然の保全区分 B に関しまして、委員の先生方が仰いましたように、細かい生物、動植物の調査をしておりません。これは自主的に調査をさせていただきまして、植生それから保護しなければいけない希少種等につきまして、事業区域の中で手を付けない区域がございます。そちらに基本的に移植をするということになるかと思えます。

どのようなものが発見されて、どのようなものをいつ移植したかというものは環境調査としてやっていきたいと思っております。これについては基本的には報告の義務はないと考えておりますが、どのようなものが見つかって、どのような形で移植をしましたという報告は書類で岩手県に御説明したいと考えております。

これまでもサンショウウオ等が発見された場合には、卵の状態で近くの池に移植するとか、今まで培ったもので安全に移植したいと考えております。

[鈴木委員]

ありがとうございます。

様々な御配慮を考えていらっしゃるのには分かりましたが、そのことが概要書及び自己点検結果には一切記載されていないことに不安を抱きますが、それについてはいかがですか。

[受託者]

具体的な調査がまだされていないということ、現況についてはある程度確認させていただきましたが、細かい植物等については見切れていないところがあります。

概要書の中で、文献調査としてはこういうものがありますということは記載させていただいておりますが、私どもが調査した段階ではそれらがあまり見つかっておりません。これらを時期に応じて細かく調査をしなくてはいけないと思っております。

その上で、本来であれば調査ができていれば自己点検結果に記載はできましたが、重要種等の細かい確認ができていないのが現状のため、具体的に記載することができなかったということでごさいます。

[鈴木委員]

ありがとうございます。以上です。

[齊藤会長]

他に質問ございますでしょうか。永幡委員お願いします。

[永幡委員]

17番のところで、パワーレベルを教えてもらえれば一番良かったのですが、どんなものを使うのか具体的なレベルではないと思いますけれども、現地に行ってみたらとても静かなところでした。一番懸念されることが、静かすぎて、結局聞こえてしまうという問題がある気がしています。

実際はかなり静かなものを選んだのに、静かで聞こえてしまって、何か気になるという話は世の中的には実際あるようです。

そういったことが心配なので、聞こえてしまわないように設置していただければと思います。

十分に離せば聞こえるようなものではないと思いますし、住宅も限られた場所にしかないため、場所さえ間違えなければ聞こえることはないと思っていますが、そこだけはしっかりやっていただきたいと思いました。

[受託者]

そのとおりでございます。

夜になると小さな音でも聞こえてしまうと思いますので、夜も音の調査をさせていただいてから、対応させていただきたいと思います。

[永幡委員]

よろしくお願いします。

[齊藤会長]

他に御質問はございますか。前田委員お願いいたします。

[前田委員]

事前質問にないものでもよろしいでしょうか。

[齊藤会長]

よろしいです。

[前田委員]

概要書の5ページにパネル配置図が載っており、現時点でのパネルを配置するエリアが水色で表示してありますが、実際に予定の数のパネル約75,000枚を配置した場合、水色のエリアはすべてパネルで埋まってしまうのか、あるいは、これは余裕をもって表示しているため、すべてを使わなくても

予定している出力を得る配置ができるようになるのか教えてください。

[受託者]

パネル枚数としては約 75,000 枚となっております。配置が北斜面になっているところがございまして、そこはアレイを離さなければいけないところとなっております。事業区域南側の白い部分は日陰の部分になっており発電できないということで、白く抜いております。その他につきましては、配置図のと通りの予定で考えておまして、29.999 メガワット発電するためには、約 75,000 枚必要ということになりますので、この図面は変わらないと考えております。

[前田委員]

そうしますと、パネルの設置に不適切な場所が一部出てきたとしても、その部分をやめる代わりに他の場所に増やすというような、配置の計画変更は難しいということでしょうか。

[受託者]

はい。仰るとおりです。

[前田委員]

ありがとうございます。

[齊藤会長]

他に質問はございませんでしょうか。大河原委員お願いします。

[大河原委員]

先日の現地調査でもお伝えしましたが、崩壊した土砂が堆積している可能性がある場所や、例えば北西南東方向に亀裂等が発生しているところが見受けられましたので、これがどのようなものなのか、今後確認をお願いします。

[受託者]

現地調査ではありがとうございました。具体的な場所まで御指摘いただきまして、細かく御提案いただき、ありがとうございました。

過去にどのような形で滑ったのかどうかを踏まえまして、ボーリング調査を実施しないと、いつ滑りが起きたのか分からないため、事業を進める際には、最初に地質調査をさせていただきまして、サウンディングとボーリングを併用しながら層の確認、それから、どのような形で滑りが生じたのかということを確認しながら、安全にパネルを配置していきたいと考えております。その部分につきましては、基本的には造成をしない考えでございまして、ただ、滑ったところ、オーバーハングになっている箇所がございまして、それらにつきましては少しならして、安全な勾配に置き換えた後にパネルを配置していきたい。そのためにも、地質調査をしっかりと行って現地の層の確認を行っていきたいと考えております。

[大河原委員]

道路沿いの水の分布も確認しながら進めていただければと思います。

[受託者]

承知しました。

[齊藤会長]

その他、御質問ございませんでしょうか。

事務局から、本日欠席されている委員から質問があるということですのでお願いいたします。

[事務局]

本日御欠席されている伊藤歩委員から、追加で意見を2件いただいておりますので、お伝えいたします。

事前質問の関連のため、資料1-4を一緒に御覧いただければと思います。

1つ目がNo.13の質問の関連です。排水後の河川合流地点に対して、排水基準だけでなく、水質環境基準も遵守していただきたい。というのが1つ目の意見でございます。

2つ目がNo.14の回答に対して、水道水源以外の水利用の状況を事前に把握し、その利用に悪影響を及ぼさないように配慮していただきたい。という意見をいただいております。

[受託者]

13番の最大SS濃度につきましては、現状の基準が確かでございますが、水質のモニタリングもさせていただけようと考えております。工事前、工事中、工事後に下流側の水質がどのように変化しているのか。それから、雨が降った際にどのような汚濁水が流れているのか細かくモニタリングしていきたいと思っております。

異常が見つかった場合には、工事も止めることまで考えて、どのような対策をするのかを関係機関に相談しながら工事を進めていきたいと考えております。

それから、現状、川口浄水場が取水地になっておりまして、事業区域から西側に相当程度距離が離れている状態ではございますけれども、事業区域から出ていった水が下流側でどのように使われているかということも含めて考えてくださいということだと思いますので、調整池の設計をする上で、下流側の調査を行う必要がございますので、どのような使われ方をしているのか確認したいと考えております。

[齊藤会長]

その他、質問ございませんでしょうか。

他に質問がないようでしたら、非公開事項に該当する質疑がある場合は、非公開の審議に移ります。

非公開に該当する質疑はございますでしょうか。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導し、引き続き非公開部分の審議を行いました。)

[齊藤会長]

それではアセス手続きを行う必要があるかどうかについて、資料 No. 1-2 の第 2 種事業の判定の基準に照らし、審査会としての結論を出す必要がございますが、結論を出す前に委員と事務局のみで審議を行いたいと思います。

事業者の方は、一度、室外で待機をお願いいたします。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

[齊藤会長]

それでは委員の皆様から、アセス手続きの要、不要についての御意見や、アセス不要ではあっても、環境保全の見地から配慮すべき事項として、具体的な御意見がありましたらお願いいたします。なお、希少動植物に関する審議等に関する審議が行われる場合は、採掘等のおそれを考慮しその部分については非公開とさせていただきます。はじめに非公開以外のところで御意見ございますでしょうか。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

非常に迷っていますが、慎重を期すならば、ここでしっかりとアセスの調査をしてほしいと思っております。理由は先ほど申し上げたとおりで、希少種がいるとすればかなりいるかもしれないと思っ

[齊藤会長]

ありがとうございます。その他、御意見お持ちの方お願いいたします。内田委員お願いします。

[内田委員]

私の初めの質問と鈴木委員の懸念点が結構かぶっているところがあるというふうに思っていて、現在出されているものでは生物関連の情報が少なすぎる。現地に行っても冬ということもあって、沢が常に流れているのかどうか、そういう状況も分からない。おそらく過去にそこまで調査がされてきた場所でもないというところで、判断する情報がなさすぎて、アセス不要と断言するのは生物保全の観点からは言えないのなというのが私の正直なところかなと思います。ただ、人間の利用とか生活への影響という範囲では、ここの人口だったりとか土地所有者の方の難しさっていうところもあるので、むやみやたらに時間をかけたりストップしたりっていうところを避けたいということもあるんですけども、とはいえ、ちょっと今判断ができないような状況じゃないかなというふうに思っております。少なくとも、冬季以外の状況も見た上で、そういった情報を出してもらった上で、より詳細なアセスが必要かどうかということ判断できるといいのかなと感じております。

[齊藤会長]

ありがとうございます。その他、御意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

先ほどの事業者の回答の中でも、自主的に調査を行うという回答はしきりにしていたかと思います。そういった調査を公開するのかもしれないのか。それをするのであれば、アセスに則って、これからの手続きでやってもいいのではないかという、そういった意見があるのかなというふうに私はちょっと聞いていて思いました。結果として、どちらになっても調査するのであれば、安全側に立って手続きを必要とするという考えもあるのかなというのが、私もちょっと感じたところでございます。

今、鈴木委員、内田委員からですね、生物保全あるいは希少種、こういったところの懸念が現段階で払拭できないというような意見もあって、アセスの手続きが必要ではないかという御意見だったかと思います。アセスが不要だということを、積極的にといったら語弊がありますけれども、御意見としてお持ちの委員はいらっしゃいますでしょうか。

[永幡委員]

1件質問よろしいでしょうか。

[齊藤会長]

永幡委員お願いします。

[永幡委員]

何か懸念があるのであればもちろんやったほうがいいと思っていますが、少なくとも音のこと、自分の専門範囲だけで言うならば、ここは大丈夫だろうなと思っています。

必要なところと必要のないところがある時に、全部フルでやるというのは大変だという気も一方でしています。

例えば、生物に関してだけ、もう1回何か調査をした上で、要するに今の情報では判断することができないので、必要な情報をもう1回そろえてから再度審査するといったやり方はできませんか。

[齊藤会長]

これは事務局に確認してもよろしいですか。

今の永幡委員の御意見というのは、この判定をもう一度、調査が必要だという部分を提示した上で、同じような形の審査をしてはいかがかということですよ。

[永幡委員]

そうです。

[事務局]

御意見ありがとうございます。

今回は条例の第2種事業の判定ということで、アセスの必要があるかどうかをこの基準に沿って判定することになります。事業者にとっては不利益を与えることになるため、アセス必要とするのであれば、基準に沿った理由付けが必要と考えております。

今回の決定を保留し、植物について別途調査した上で再度アセスが必要かどうか判断するといったことは、手続の規定としては想定されておられません。

今回、この内容で事業を進めたいということで届出があって、その判定審査をするということになりますので、条例上 60 日以内に決定を出すということになっておりますので、再度の調査は難しいと考えています。

[齊藤会長]

鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

やはり建前で行くしかないかと思えます。建前上の意見を言うと、規則第 5 条第 2 号と判断すべきだと私は思えます。本当の建前上の話からすれば、ここは県の自然環境保全指針で区域 B とされていることから、しっかりと調査をして万全の対策を求めているエリアなのでアセスをしてくださいという意見になるかと思えます。

[齊藤会長]

ありがとうございます。前田委員お願いします。

[前田委員]

猛禽類の観点から言うと、この環境はイヌワシ等の餌場になっている可能性があると思えますので、もちろん、調査してそれは明らかにする必要がありますが、それを今からやると、最低でも 1 年くらい調査をしなければいけません。この判定を保留にして調査した上で改めて判定ということであれば、アセスの調査をして進めたほうが良いと思えます。

あと 1 つ、事前質問の 4 番にも書いていますが、29,999 キロワットというのが、これが 3 万になると自動的にアセスということになるかと思えますが、本当にギリギリのところではめていて、ほとんど変わりありませんが、少しの違いでいるかいないかというレベルですので、そういったことを考えるとやはり必要と考えます。

[事務局]

事務局からよろしいでしょうか。

今の出力の最大値のお話ですが、3 万キロワットになると、法律の第 2 種事業になりますので補足させていただきます。

[前田委員]

やはり判定が必要になるということですか。

[事務局]

今回は条例ですが、法律の対象になりますので、国で判定するということになります。

[前田委員]

判定がなく自動的に必要となる規模はどの程度ですか。

[事務局]

法の出力で言えば4万キロワットになりますし、条例では設備の面積で決まりますが、50ヘクタール以上となります。

[前田委員]

法律と条例ではアセスの内容的にどこがどう違いますか。

[事務局]

やることは基本的に同じですが、法であれば経済産業省が所管しておりますので、経済産業省で審査を行うといったところで変わってきます。

[齊藤会長]

その他、御意見ございますでしょうか。

これまで出された意見を踏まえすと、アセスの手続きが必要という御意見が多いかと思いますが、必要ということでよろしいでしょうか。リモートの委員の皆様もアセス手続きが必要ということでよろしい方は挙手ボタンをお願いします。

事業者へは判定基準に基づき手続きが必要な理由をお伝えする必要があるがございます。これまでの議論では、アセスを必要とする意見としまして、希少種の生息が懸念される、生物保全の観点からも安全側に立って調査が必要であるため、アセスが必要ではないかという御意見が挙げられたと思います。

その他、事業者に伝える事項としまして何かございますか。そういった内容でお伝えするということがよろしいでしょうか。

事務局に確認いたしますけれども、第2事業の判定基準に照らし、この理由によりアセスを必要として問題はございませんでしょうか。

[事務局]

鈴木委員に確認させていただければと思います。

希少種がいるおそれがあるって、場所によっては相当数いるおそれがあるということで御発言いただいたかと思いますが、河川や沢の地形的なところで懸念されるのか、具体的な話を教えていただければと思います。

この部分は非公開としていただいでよろしいでしょうか。

[齊藤会長]

それでは、非公開の部分での御意見に移らせていただきます。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導し、引き続き非公開部分の審議を行いました。)

[齊藤会長]

それでは事業者に伝える文言としては、希少種の生息の可能性や生物保全の観点によりアセスが必

要という形で説明させていただきます。

それでは、審査会としての結論はアセス手続きが必要ということにしたいと思います。
審査会としての結論がまとまりましたので、事業者をお呼び願います。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

[齊藤会長]

それでは審査会の意見をお伝えいたします。

判定基準に照らして審議いたしました結果、当該事業の実施により、希少種の生息の可能性があること、生物保全の観点から、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると考えられますので、審査会としては、環境影響評価手続きが必要と考えます。

事務局においてはこの意見を踏まえ、事業者及び岩手町に対し、書面により正式に判定結果をお伝え願います。

以上で本日の審議を終了します。事業者の方はお疲れ様でした。
進行は事務局にお返しします。

[事務局]

齊藤会長、議事進行ありがとうございました。

事業者の方もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の方は退席されて構いません。

3 その他

[事務局]

3のその他について、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.2により、環境影響評価法の一部を改正する法律案について説明しました。)

[事務局]

(資料No.3により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

事務局からは以上です。委員の皆様から何かありますでしょうか。

[永幡委員]

質問いいですか。資料No.2の件ですけれども、これは法アセスのアセス図書を継続公開する場合に環境大臣が入手するという話ですよ。条例の場合はどうする予定でしょうか。

[事務局]

ありがとうございます。条例アセスですけれども、昨年度、陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインを作成した際に、継続公表についても風力発電事業に限らず全事業において継続公表することを盛り込んでおまして、インターネットの継続公開となると事業者の同意は必要ですけれども、そういったところも含めて今回の法改正と同じような形で公開手続きをしております。

[永幡委員]

条例が先行していたという理解でよいわけですね。

[事務局]

そのとおりです。

[永幡委員]

分かりました。ありがとうございます。

[事務局]

その他に何かございますでしょうか。

[前田委員]

廃止届が提出された稲庭岳風力発電事業については資料No.3の表から外している。

[事務局]

はい。表からは削除しております。

[前田委員]

廃止届が提出されるというのは資料的に非常に重要なので、できればこれまで廃止したものを表に残しておいていただきたい。事業をやめると言っても廃止届を提出しないでいることも多く、チェックしたいので、これまで手続きに入った事業は全部リスト化していただくと助かります。

[事務局]

御意見ありがとうございます。次回の資料作成に向けて工夫したいと思います。

その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了させていただきます。お疲れ様でした。本日はどうもありがとうございました。